

不利益処分の処分基準 個票

部課等名 保健所地域保健課

番号 15

| | |
|---------------------|--|
| 不利益処分の内容 | 施術所の使用制限命令等 |
| 根拠法令及び条項 | 柔道整復師法第22条 |
| 関係条項 | 柔道整復師法第20条 |
| 処 分 基 準 | <p style="margin: 0;"> 施術所の衛生上必要な措置は以下のとおりである。 1 常に清潔に保つこと。 2 採光、照明及び換気を充分にすること。 </p> <p style="margin: 0;"> ・新規開設の場合においては、柔道整復師法施行規則第18条に規定する構造設備及び上記の衛生上必要な措置を全て満たすまでは全面使用禁止を命ずる。 </p> |
| 基準 (未設定の場合はその理由) | |
| 参考事項 | |
| 設定等年月日 | 平成29年 4月 1日設定 (年 月 日最終変更) |